

玉名観光魅力アップ事業業務委託プロポーザル実施要領

1 業務委託名

玉名観光魅力アップ事業業務委託

2 目的

玉名市観光振興計画に基づき、本市の観光資源を最大限に活かし観光客誘致宣伝活動や商品化を目指し、効果的な情報発信による玉名市の認知度向上及び受け入れ態勢の充実を図る。

3 業務委託の内容

①春・夏シーズン観光促進事業（一部提案）

4月～9月 観光パンフレット「玉名旅手帖 春・夏号」作成（2万8千部）・配布
駐車場警備業務（山田の藤、高瀬裏川花しょうぶまつり：市指定業者への支払業務）

②秋・冬シーズン観光促進事業（提案部分）

10月～3月 観光パンフレット「玉名旅手帖 秋・冬号」作成（1万7千部）・配布

③玉名の観光商品化事業・観光地域づくり事業・国内外の誘客事業（提案部分）

（例）観光マーケットの開催、対外宣伝事業、観光と物産展の開催、観光人材育成、インバウンド事業

4 業務委託限度額

4,790,000円（税込み）

※ただし、所要経費一括管理による事務の簡素化・省力化を図るため、関係業者への支出が主となる項目もある。

5 業務委託期間

契約日から令和6年3月31日まで

6 委託条件

- ①パンフレット等各印刷物に関しては、玉名市内の印刷業者を利用すること
- ②採用業者の企画内容・デザイン・写真等の著作権等は、玉名市に帰属すること
- ③パンフレット等印刷物作成終了後、製作データおよび完成データを提出すること

7 提出物（以下のものを4部、提出すること）

- ①企画提案書の概要（様式第2号）
- ②玉名観光魅力アップ事業企画書（様式自由）
企画書は40ページ以内とし、データでの提出は認めない。
- ③春夏シーズン観光促進パンフレット案
第31回高瀬裏川花しょうぶまつりの特集ページ（表紙と中身4ページ分）を含む

- ④概算見積書（様式自由）
- ⑤類似業務実績（様式自由、記載があれば会社案内でも可能）
- ⑥業務体制図（様式自由）
- ⑦結果通知用の返信用封筒（84円切手を貼り付けておくこと）

8 パンフレットデザイン（案）の仕様

- ①写真については、「あたり（ダミー）写真」でお願いします。その場合、採用決定後、写真データ提供もしくは、写真撮影を行うこと。
- ②キャッチコピーやキャプション、リードなどについては、可能な限りそのまま使用できるようなものを使うこと。

9 選定基準

- ①魅力アップ事業企画内容、企画力、業務体制や実績などを総合的に勘案し、委託業者としての適格性、妥当性を評価する。
- ②予算の一括管理による業者支払いのみの委託業務があるが可能か否か。
- ③委託料の支払いは基本的に全事業終了後、もしくは中間報告時と事業終了後の2期制での支払いとなる。そのため、時期によっては事業費を委託業者に一度負担してもらうケースが発生するが、事業費の一時的な負担は可能か否か。

10 その他特記事項

パンフレットデザイン案の提案に関する一切の経費は、提案業者負担とする。
（保証金なし）

11 提出日及びプレゼンテーション実施日

- ① 参加表明書：令和5年1月26日（木）午後5時まで（期日厳守。FAX可）
- ② 企画案提出日：令和5年2月13日（月）午後5時まで（期日厳守。郵送可）
- ③ プレゼンテーション実施日：令和5年2月21日（火）（時間は後日連絡します）
企画が多数あった場合は、事前審査で数社を選定して、プレゼンテーションを行う。
審査の方法、採点基準等は別紙に定める。

【説明時間20分】

※プレゼンテーション場所：玉名商工会館5F 多目的ホール（玉名市高瀬290-1）

12 提出先

〒865-0025 玉名市高瀬290-1 玉名商工会館2階
玉名市観光物産課 観光政策係 担当：竹ノ下、池本

1 3 質問の受付

委託業務に関する質問は末尾連絡先メールにより受け付ける。

- ① 期限：令和5年1月27日（金）午後5時まで
- ② 回答：参加表明者全員に対してメールで令和5年2月1日（水）までに回答する。
- ③ 回答を受け、辞退の申し出を行う場合は、電話もしくはメールでの連絡と併せ「参加辞退届」を提出すること。

1 4 委託先の選定

観光物産課内及び関係者により厳正かつ中立に審査・評価し、最も優れた企画提案業者を契約相手先として選定する。

1 5 採否の通知

採否の結果は、プレゼンテーション後3日以内に、提案業者に通知する。

※問い合わせ先

玉名市観光物産課 観光政策係 （担当：竹ノ下、池本）

TEL：0968－73－2222

FAX：0968－73－2220

メール：kanbutsu@city.tamana.lg.jp

(別紙)

プレゼンテーションの審査について

- (1) プレゼンテーションの時間
プレゼンテーションの審査はプレゼンテーション20分、質疑応答10分の計30分で行う。
- (2) プレゼン企画書について
プレゼンテーションに伴う企画書は、企画案提出日までに提出した資料にて行うこととし、原則資料等の追加は認めない。
- (3) 採点基準について
審査は以下の採点表を元を実施する。

項目	配点
【春夏シーズン観光促進事業】	
●パンフレット製作	
・回遊性が表現できているか	10
・デザインは良いか	10
・見出しの表現力	5
【秋冬シーズン観光促進事業】	
●パンフレット製作	
・企画内容が優れているか	5
【玉名の観光商品化事業・観光地域づくり事業・国内外の誘客事業】	
●観光商品化事業	
・企画内容が優れているか	5
・商品化につながる内容か	5
●観光地域づくり事業	
・費用対効果が見込めるか	5
・観光振興計画を反映しているか	5
●国内外の誘客事業	
・国内誘客が見込めるか	10
・海外誘客が見込めるか	10
【類似業務実績の内容】	
・提案内容	5
【業務体制】	
・提案内容	5
【概算見積】	
・費用対効果	5
【全体評価】	
・質問への回答内容 ・全体の構成・企画力など	15
合計	100